

# 新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について (オミクロン株の特性を踏まえ感染再拡大時に備えた学校の対応を含む)

(令和4年5月30日更新版)

## ■ 基本的な感染防止対策の考え方

- ・ 飛沫感染と接触感染が主な感染経路
  - ※ 大半は飛沫感染、一部接触感染により拡がる
- ・ 飛沫感染予防 = マスク着用・部屋の換気
  - ※ マスク着用によりウイルスを含んだ「飛沫」の発生を防ぐ
  - ※ 感染しても無症状で経過する人が3分の1以上存在するため、誰もが自分自身に症状がなくてもマスクがなければ感染力がある「飛沫」を出し他者に感染させる可能性があるという認識をもつことが必要
  - ※ 飛沫に加え、より小さな「エアロゾル」による感染伝搬を防ぐため、部屋の換気を適切に行う
- ・ 接触感染予防=手指衛生（流水と石鹸での手洗い・アルコールによる手指消毒）
  - ※ 環境消毒より手指衛生でウイルスの体内侵入を防ぐことが可能
- ・ クラスタなど感染が拡大した主要な感染経路は「飛沫感染」
  - ※ 飲食を伴った会話での感染がほとんど ← 黙食の重要性
- ・ 3密（密閉、密集、密接）の環境（1密でも危険） + マスクを着用していない = 感染リスクが最も高い状況
- ・ 症状が出た人は症状が出る前2日から他者への感染性あり
- ・ 感染力の強いオミクロン株でも、マスクの着用、距離の確保、手指消毒等の感染防止対策を徹底すれば、基本的に感染しない

## ■ 学校生活におけるマスク着用の考え方

- ・ マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であり、人との距離（2m以上）や会話の有無により、メリハリをつけて着用（マスクを着用できればより安全であるが、外すことも賢く行う）
- ・ 気温・湿度や暑さ指数が高い日など、熱中症等の健康被害が発生するリスクがある場合においては、登下校時にマスクを外すなど、熱中症対策を優先

## <凡 例>

◇印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の指定期間内外に関わらない内容とする。

●印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の指定期間、

☆印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の指定期間外、かつ「感染再拡大時（1日当たりの新規陽性者数が1週間平均700人を超えた場合）」の指定期間、

○印は「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等の指定期間外、かつ「感染再拡大時」の指定期間外における内容とする。

## 児童生徒・教職員への丁寧なメンタルケアとハラスメント防止の徹底 **継続**

◇ 新型コロナウイルス感染症の感染者や新型コロナワクチン接種に関してなど、これまで以上に人権意識を高め、感染者等へのメンタルケア及び児童生徒・教職員等に対するハラスメント防止を徹底すること。

- ・ 陽性となった児童生徒や教職員は様々な感情を持っている可能性があることに配慮し、丁寧なメンタルケアを優先すること。
- ・ 陽性に至る過程において、仮に不適切な行動（友人宅で泊まっていた／大学時代の友人と飲み歩いていた等）があった場合にも、まずは、丁寧なメンタルケアを優先し、指導すべきことがあったとしても、落ち着いてから行うこと。
- ・ 新型コロナワクチンの効果・副反応などの理解を深め、接種を進める必要があるが、接種はあくまでも本人・家族の希望に基づいて行われるものであり、児童生徒や教職員等に対して、決して強制とならないよう十分留意すること。
- ・ コロナに対する恐怖心、誤解や偏見等により、接種を希望しない児童生徒や教職員等に対する同調圧力や差別等のハラスメントにつながる行為は決して起こらないよう徹底すること。

## 1 各学校での感染防止対策の徹底

### (1) 「ぎふコロナガード」による実施状況の確認 **一部変更**

◇ これまでの学校における感染防止対策を隙なく実施し、各学校で選任・設置されているコロナガードは、実施状況（健康チェック、感染予防策（マスク・手指衛生・換気）実施状況の確認など）の確認・対策を徹底すること。

- ◇ 児童生徒が、感染防止対策の重要性を感じることができるよう環境を整えること。

### 【特に重点的に取り組むべきこと】

- ・ 喫食時は、対面ではない配席とし、会話をしない「黙食」を徹底すること。喫食時における児童生徒の感染防止対策に関する指導については、校種や各学校の児童生徒の状況により判断すること。
- ・ 感染防止対策について職員による差が生ずることがないように、「新型コロナウイルス感染症対応<登校再開後の定期チェック用リスト>（教育事務所（小中学校等）宛て：令和3年9月8日付け教総第483号、県立高等学校宛て：令和3年8月31日付け教総第457号、県立特別支援学校宛て：令和3年8月31日付け事務連絡）」によるチェックを、職員会議等の機会を利用しながら、月に1回程度以上は実施すること。
- ・ 手指衛生のためのアルコール手指消毒液については、児童生徒及び教職員が利用する全ての教室等の入り口に置くとともに、その利用状況についても定期的に確認すること。また、設置場所の壁などに貼付してある「使用を促す掲示物」についても定期的に確認すること。
- ・ 「雑巾やタオル、固形石鹸など他者と共有するものの撤去及び使い捨てのペーパータオルの設置」の取扱いについては、しばらくの間、継続すること。
- ・ 教室、体育館等における正しい換気の方法を児童生徒及び教職員に再徹底すること。（30分に1回以上・数分間程度・窓を全開、2方向の窓を同時に開放、サーキュレーターは外向きに設置し、扇風機代わりとして使用しないこと、エアコンの空気の吹き出し方向を上向きとして風が直接人に当たらないようにすること、教室内に固定してある扇風機を利用する場合も、人の方向に向けないこと（風上の人が感染者であったとした場合、ウイルスが風下に拡がってしまうことを防ぐためである））
- ・ 感染防止対策の必要性を伝える掲示物等について、定期的に確認すること。

## （2）学校生活におけるマスクの着用について **変更**

- ◇ 学校内における感染防止の観点から、屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクを着用すること。
- ◇ 屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ない。
- ◇ 気温・湿度や暑さ指数が高い日など、熱中症等の健康被害が発生するリスクがある

場合においては、マスクを外すなど、熱中症対策を優先すること。

### **マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項**

#### **【体育】**

- ・ 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。

その際、地域の感染状況等を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に留意すること。

#### **【部活動】**

- ・ 体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体等が作成するガイドライン等も踏まえて対応すること。

特に以下に記載するような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること。

- ※ 活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
- ※ 部活動前後での集団での飲食や移動時
- ※ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時
- ※ 寮や寄宿舎における集団生活時 等

#### **【登下校】**

- ・ 気温・湿度や暑さ指数が高い日など、熱中症等の健康被害が発生するリスクがある場合においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先すること。

特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい児童生徒へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなど適宜指導すること。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導すること。なお、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要であること。

#### **【その他】**

- ・ 上掲の場面においては、児童生徒のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じたうえで、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切に配慮すること。

#### ◆参考 マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられます。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
  - 2) 気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。
- ※ 夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。
- ※ 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。
- 3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
「学校の新しい生活様式Ver.8」（文部科学省）より

### (3) 基本的な感染防止対策の徹底 **継続**

- ◇ 「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、登下校時も含めた居場所の切り替わり等における手指衛生（手指消毒）、教室等の換気、身体的距離の確保、飲食時は会話しない等、基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ◇ 健康チェックは、休日においても必ず行うとともに、休日に体調不良（発熱等）があった場合は、自宅安静のうえ、登校（出勤）する前に学校へ報告するよう改めて徹底すること。
- ◇ 事業者など学校を訪問する者に対する入校時の健康チェックやマスク着用等を徹底すること。

#### (4) 感染が疑われる場合は登校(出勤)しないことの徹底 **継続**

- ◇ 本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、以下の表に従った対応を徹底すること。
- ◇ 表内の事情による自宅待機は欠席とせず出席停止として取り扱うなど、本人の不利益とならないよう配慮すること。

	状況	児童生徒・教職員
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間）（*1）
B	本人に発熱等の症状がある	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（症状消失後48～72時間が望ましいが医師の指示を得ること））（*2）
C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった（上記A以外の場合）	自宅待機（期間：受検理由により異なる（保健所の指示により受検して陰性であった場合は、保健所から自宅待機継続の要否について指示を得ること））
D	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	自宅待機（期間：濃厚接触者となった者のPCR等ウイルス検査の陰性が判明する迄）
E	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある	自宅待機（期間：発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間（症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること））（*3）
F	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった（上記D以外の場合）	状況により個別に判断（設置者と協議すること） （*4・5）

(\*1) 小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部）の教職員について、代替が難しいなど一定の要件を満たす場合には、「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和4年3月16日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課等事務連絡）」による対応が可能

(\*2) 「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合は、原則として自宅待機は不要

(\*3) 「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要

(\*4) 「手術のためのPCR等ウイルス検査や定期的なPCR等ウイルス検査等の形式的なPCR等ウイルス検査」については原則として自宅待機は不要

(\*5) 濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりPCR等ウイルス検査等を受検する場合は自宅待機、保健所の指示でない場合は、体調に問題がなければ、原則として自宅待機は不要

☆ 本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、以下の表に従った対応を徹底すること。

	状況	児童生徒・教職員
A 1	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間）（*1）
A 2	本人が学校の指示により自宅待機要請者となった（10ページ参照）	自宅待機（期間：学校が指定する期間（陽性者との最終接触日を0日目として7日間が経過する迄））
B	本人に発熱等の症状がある	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（症状消失後48～72時間が望ましいが医師の指示を得ること））（*2）
C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった（上記A以外の場合）	自宅待機（期間：受検理由により異なる（保健所の指示により受検して陰性であった場合は、保健所から自宅待機継続の要否について指示を得ること））
D 1	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	左の状況発生後に、濃厚接触者となった者、事業所の指示で自宅待機となった者、学校の指示により自宅待機要請者となった者と <u>家庭内で接触しないよう措置されており、本人を含め同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触のある者に症状がない場合は、原則として自宅待機不要</u>
D 2	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、感染の疑いのため事業所の指示で自宅待機となった	
D 3	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、学校の指示により自宅待機要請者となった（10ページ参照）	
E	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある	自宅待機（期間：発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間（症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること））（*3）
F	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった（上記D1及びD2以外の場合）	PCR等ウイルス検査を受検することになった者と <u>家庭内で接触しないよう措置されており、本人を含め同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触のある者に症状がない場合は、原則として自宅待機不要</u>

(\*1) 同居家族が陽性者となった場合等、その同居家族が濃厚接触者として特定される場合がある。また、小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部）の教職員について、代替が難しいなど一定の要件を満たす場合には、「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和4年3月16日付け文部科学省初等中等教育局健康・食育課等事務連絡）」による対応が可能

(\*2) 「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合は、原則として自宅待機は不要

(\*3) 「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要

(5) PCR等ウイルス検査の受検が決定した場合などの学校への連絡の徹底 **継続**

- ◇ 休日等も含め、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者のPCR等ウイルス検査の受検が決定した場合等には、速やかにその旨を学校へ連絡することを徹底すること。また、夜間・休日時に陽性が判明した場合に、迅速に保護者からの連絡を受領できる体制を再確認すること。
- ◇ 学級閉鎖等を実施する場合（継続又は解除する場合も含む）に、保護者等へ速やかにメール配信システム等で周知できる体制を再確認すること。
- ※ 公立高校・特別支援学校については、教職員本人がPCR等ウイルス検査を受検する場合及び陽性が判明した場合、児童生徒本人の陽性が判明した場合は、県教育委員会関係課へ速やかに連絡すること。
- ※ 公立小中学校については、設置者の指示に従い、教職員や児童生徒の陽性判明等の情報を速やかに報告すること。

(6) 新型コロナワクチン接種について **継続**

- ◇ ワクチンについては、接種が進みつつあるものの、接種による発症予防効果は100%ではないため、接種後も基本的な感染防止対策を継続すること。
- ◇ ワクチン接種後に、発熱症状などの副反応が生じることを想定した対応をとること。ワクチン接種後に、保護者等からの連絡により、体調の不安等から学校や部活動等を欠席する場合には、出席停止や部活動への欠席を認めるなど、児童生徒や保護者の心情に沿った対応をすること。

状況	児童生徒	教職員
ワクチン接種を受ける場合の取扱い	接種の期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等には、校長の判断により、出席停止とすることができる。	接種や往復の移動に係る時間は職専免
接種後に発熱等の風邪症状が出た場合の取扱い	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とすることができる。(その他の症状があった場合も、状況を聴取したうえで適切に判断)	特別休暇

(7) 学校関係者の陽性が判明した際に、他者への影響に関する考え方 **一部変更**

- ◇ 学校関係者（児童生徒・教職員）の陽性が判明した際に、優先して行わなければならないことは、校内での感染拡大を防止することである。  
濃厚接触者や接触者の特定は、最終的には保健所が行うことになるが、これを速やかに行うためにも、学校関係者の陽性が判明した場合は、以下の確認を行うこと。



### ① 感染者の発症日2日前までの行動を確認

- ・ 感染者が**有症状の場合は、症状が出た日（※）の2日前**
- ・ 感染者が**無症状の場合は、検査日の2日前**  
(※) 発熱だけでなく、頭痛や咽頭痛、倦怠感が最初に出た日を確認  
例) 「実は、前日の夜に喉が痛かった」 → 発症日は前日

### ② 上記2日間の行動から濃厚接触者や接触者の候補を特定

- ・ **濃厚接触者** → 原則、PCR検査を受検  
結果が「陰性」→ **7日間程度自宅待機**  
(保健所の指示による)
- ・ **接触者** → PCR検査を受検する場合  
結果が「陰性」→ **原則通常の活動に復帰**  
(保健所の指示による)

#### ア 濃厚接触者の候補

- ・ 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接接触した可能性の高い者(昼食時間、休憩時間、登下校時が要注意)  
※ 昼食を一緒に食べる(マスクを外して近距離で接触)  
※ 1m以内の距離で互いにマスクなしで会話  
(時間の長さは問わない)
- ・ 手で触れることの出来る距離(目安1m)で、必要な感染予防策なし(注)で、感染者と接触があった者  
(注) 必要な感染予防策は、マスクの着用のみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認
- ・ 感染者と長時間の接触があった者(友人宅に宿泊 等)

#### イ 接触者の候補

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等(同じ学級の児童生徒)
- ・ 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等(同じ部活動に所属する生徒等)

### ③ 保健所及び教育委員会との情報共有

- ・ 上記①②により得た情報については、保健所からの求めがあった際に速やかに提供できるよう、予め整えておくこと。
- ・ 上記①②により得た情報については、速やかに教育委員会(設置者)と共有し、協議のうえ、自宅待機とする児童生徒や教職員を決定すること。

☆ 学校関係者（児童生徒・教職員）の陽性が判明した際に、優先して行わなければならないことは、校内での感染拡大を防止することである。

学校関係者の陽性が判明した場合は、以下の確認を行うこと。

① 感染者の発症日2日前までの行動を確認

- ・ 感染者が**有症状の場合は、症状が出た日（※）の2日前**
- ・ 感染者が**無症状の場合は、検査日の2日前**  
(※) 発熱だけでなく、頭痛や咽頭痛、倦怠感が最初に出た日を確認  
例) 「実は、前日の夜に喉が痛かった」 → 発症日は前日

② 上記2日間の行動から自宅待機要請者を特定、自宅待機（出席停止）

- ・ **自宅待機要請者** → 陽性者との最終接触日を0日目として7日間が経過するまで**自宅待機（濃厚接触者と同じ扱い（8日目解除））**

ア 自宅待機要請者の候補を特定

- ・ 1m以内の距離で互いにマスクなしでの会話があった者（時間の長さは問わない、校内外を問わない）
- ・ 向かい合って一緒に飲食をした者（マスクを外して近距離で接触、校内外を問わない）

イ 設置者、学校医等（※1）と協議のうえ、自宅待機要請者を決定（※2）、**自宅待機（出席停止）**

(※1) 学校医の他に、保健所を想定。保健所業務のひっ迫に伴い、濃厚接触者の特定やそのことに伴う検査は実施されないが、可能な範囲で相談可。

(※2) 自宅待機要請者は、保健所が特定した濃厚接触者ではないため、PCR等ウイルス検査を受検する義務はない。

ウ 自宅待機要請者を決定するまでの間、一時的に学級閉鎖

エ 感染の拡大状況に応じて、学級閉鎖の継続・解除を決定

<学級閉鎖の継続>

次のいずれかの状況に該当し、同一学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を継続

- ✓ 陽性判明者（※3）、有症状者（未診断）（※4）及び自宅待機要請者が、合わせて学級の20%を超えた場合（※5）

(※3) 例えば、何らかの理由でしばらく登校していなかったなど、他の児童生徒と2週間程度接触がなかった児童生徒が陽性判明した場合を除く。

(※4) 「健康チェックカード」に掲載されている該当症状を有する者で、未診断のため新型コロナウイルスに感染しているか否かが不明な者。

(※5) 同居家族の陽性判明に伴って保健所から濃厚接触者として特定された児童生徒を含む。

✓ その他、設置者が必要と判断した場合

#### <学級閉鎖の期間>

週休日等を含めた3～5日間を目安として、設置者、学校医等と協議のうえ、判断（自宅待機要請者を特定するために行った一時的な学級閉鎖の期間を含む）

#### <学年閉鎖、学校休業の対応>（令和4年3月4日付け教総第1007号通知）

学級閉鎖が同一学年に複数発生した場合

→ 当該学年を学年閉鎖（現行・文部科学省通知と同様）

学年閉鎖が複数発生した場合

→ 学校全体を臨時休業（現行・文部科学省通知と同様）

### ③ 保健所及び教育委員会との情報共有

- ・上記①②により得た情報については、保健所からの求めがあった際に速やかに提供できるよう、予め整えておくこと。
- ・上記①②により得た情報については、速やかに教育委員会（設置者）と共有し、協議のうえ、自宅待機とする児童生徒や教職員を決定すること。

## 2 感染リスクの高い活動の回避

### (1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方 **継続**

● 感染リスクの高い以下の活動は、一時的に停止すること。

☆ 指導計画を見直すなど工夫し、感染リスクの高い以下の活動はできる限り回避すること。

- リスクの低い他の活動を組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。
  - ・ 各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
  - ・ 家庭等における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
  - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
  - ・ 美術等における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・ 上記の活動以外にも、児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触のある活動等

## (2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項 **一部変更**

- 「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（柔道の乱取り、バスケットボールやサッカーにおける防御等1対1の活動等）は、一時的に停止すること。

### ☆ (〇に同じ)

- 上記の運動は、リスクの低い他の活動を組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。
- ◇ 可能な限り屋外で実施すること。
- ◇ 特に呼気が激しくなる運動を避けること。
- ◇ マスクの着用については、「1 各学校での感染防止対策の徹底」の「(2) 学校生活におけるマスクの着用について」に沿って対応すること。
- ◇ 着替えや移動時、教員による指導内容の説明、グループでの話し合い、用具の準備や後片付け時など児童生徒の間隔を十分に確保することが困難な場合は、マスクを着用すること。
- ◇ 集団で行う活動は避け、可能な限り個人で行う活動とすること。
- ◇ 特定の少人数（2人～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は、十分な距離を空けて実施すること。

## (3) 合唱、管楽器演奏において特に配慮すべき事項 **継続**

- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」は、一時的に停止すること。

### ☆ (〇に同じ)

- 以下に留意したうえで、最小限に絞った活動とすること。

#### <合唱>

- ・ 原則、マスクを着用すること。マスク着用により、息苦しくなるケースでは、十分な距離（最低2m）を確保してマスクを外して行うこと。屋外で、十分な距離（最低2m）を確保して、向き合わずに行う場合は、マスクを着用せずに行うことも考えられる。
- ・ 常時換気を原則とし、近距離での大声を避けること。
- ・ 譜面台や椅子等、多数の人が手を触れる場所は、適宜消毒を行うこと。
- ・ 合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒との間隔は、マスク

を着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m(最低1m) 空けること。

- ・ 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないこと。

#### <管楽器演奏>

- ・ 管楽器演奏時は、人との十分な距離（2m程度）を確保すること。
- ・ 管楽器演奏時以外は、原則、マスクを着用すること。
- ・ 常時換気を原則とし、近距離での大声を避けること。
- ・ 譜面台や椅子等、多数の人が手を触れる場所は、適宜消毒を行うこと。
- ・ 楽器の交換や共有はしないこと。（打楽器等は、消毒するなどの感染防止対策を徹底すれば可）
- ・ 管楽器の唾抜きは、スワブ（管楽器などの内部を拭くための布）を頻繁に通し、床に垂れないように配慮すること。唾抜き後は、手指衛生を徹底すること。

#### (4) 校外活動の制限 **継続**

- 校外学習や遠足、就業体験（インターンシップ）や地域との連携した活動等については、延期又は中止とすること。真に必要と認める場合は、県教育委員会（設置者）と事前に協議をすること。
  - ※ ただし、企業見学や就業体験（インターンシップ）等、児童生徒の進路に直結するもので、日程変更が困難なものについては、直行直帰など感染防止対策を徹底のうえ、実施可とする。（教育委員会との事前協議は不要）

#### ☆ (Oに同じ)

- 上記活動等については、感染防止対策を徹底して実施すること。特に、就業体験（インターンシップ）や地域との連携した活動等については、受け入れる企業等と感染防止対策について十分に協議・調整し、内容変更の必要性や実施の可否を検討すること。
  - ※ 「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定地域で実施しないこと。
  - ※ なお、上記活動等については、再度の感染拡大等により中止や延期が必要となる場合も想定し、業者等と事前に十分協議・調整しておくこと。
  - ※ 児童生徒と接する者に対しても、過去2週間の「健康チェックカード」の提出などによる確認を依頼すること。

- 修学旅行については、延期又は中止とすること。

#### ☆ 修学旅行については、行き先の感染状況なども見ながら、設置者と協議のうえ、感染防止対策を徹底して決定すること。

- ※ 「修学旅行マニュアル」(令和4年3月22日付け学支第1650号)に基づき対応すること
- 修学旅行については、感染防止対策を徹底して実施すること。
  - ※ 「修学旅行マニュアル」(令和4年3月22日付け学支第1650号)に基づき対応すること
- ◇ 集会や発表会等を実施する際は、オンラインを積極的に活用すること。
- ◇ 公共施設等を利用した行事については、真に必要と認める場合は、収容人数など利用施設が示す感染対策を遵守するとともに、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底したうえで、実施すること。

#### (5) 学校行事における感染予防の徹底 **継続**

- 学校行事(体育祭/運動会・文化祭等)及び準備活動は延期又は中止とすること。延期又は中止が困難な場合は、感染防止対策を徹底し、各学校で開催方法等を工夫して実施すること。
- ☆ (○に同じ)
- 感染防止対策を徹底して実施すること。必要に応じてオンラインを活用するなど工夫して実施すること。

以下の内容は、実施する場合の留意事項

##### <学校行事全般>

- ・ これまで取り組んできた方法を踏襲するのではなく、実施時間の短縮や項目の精選、参加人数の調整など、学校の実情に応じた形態で実施すること。
- ・ 外部からの参加者についても、最低限に見直すとともに、健康チェックカードに基づく健康状態の確認、手指衛生やマスク着用等の基本的な感染症対策を徹底すること。

##### <体育祭(運動会)、球技大会等の体育的行事>

- ・ 感染リスクを低減するため、実施内容や方法を工夫するとともに、「2(2)体育の授業の実施において特に配慮すべき事項」に沿って感染症対策を徹底すること。
- ・ 児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、中止又は種目を変更すること。
- ・ 開閉会式での整列、応援、昼食時に参加者が密集しない方策を工夫すること。
- ・ 学校の状況に応じて、来場者の制限や観覧スペースを限定するなど、児童生徒との接触を避けるよう工夫すること。

### <文化祭等の文化的行事>

- ・ 生徒間の身体的距離が確保（最低1 m以上）できる人数や十分な換気など、会場の状況に応じた対策を慎重に検討し、いずれの密の発生も回避すること。
- ・ 開催の時期や時間、実施内容や場所、来場者の制限などを慎重に検討し、開催方法を工夫すること。（オンラインを積極的に活用すること）
- ・ ステージ発表を行う場合は、ステージ上の出演者間や観客までの距離を十分確保（2 m以上）し、照明効果を高める目的で暗幕を下すなどの換気効果を妨げることを回避すること。
- ・ 準備期間においては、小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会を極力回避すること。
- ・ 食品販売や会食を伴う活動は、飛沫防止対策が困難なため中止すること。

### (6) 飲食時の留意事項 **継続**

- ◇ 食事前後の手洗い（手指消毒）を徹底すること。
- ◇ 食事前後はマスクを着用すること。
- ◇ 飲食時は、対面ではない配席とし、会話をしない「黙食」を徹底すること。

## 3 遠隔授業等の推進

### (1) オンライン等による学習支援 **継続**

- ◇ コロナ不安等により登校できない児童生徒に対しては、オンライン等による学習支援を継続すること。
- ◇ 学校単位での臨時休業や、学年・学級単位での自宅学習をせざるを得ない状況になる事態が発生することを想定し、オンライン等による学習支援を行える体制を整えておくこと。
- 急な自宅待機の要請や登校に不安を感じる児童生徒に対する在宅でのオンライン学習支援を速やかに実施できるよう必要な対応を行うこと。

☆ （●に同じ）

### (2) 時差登校の実施 **継続**

- ◇ 公共交通機関の利用状況や地域での感染状況に応じて、登校時の密を避ける時差登校について検討、実施すること。

### (3) 外部模擬試験等への対応 **継続**

- 学校内及び公開会場で受験する外部模擬試験等について、高校1、2年生は自宅解答への切り替え等を検討、実施すること。高校3年生についても自宅解答を基本

とするが、自宅解答への切り替え等が困難な場合には、感染防止対策について主催者等と十分に協議・調整し、実施すること。

- 外部団体による資格・検定試験等は、延期又は中止すること。延期又は中止が困難な場合は、主催者等と感染防止対策について十分に協議・調整し、学校を会場とする場合は、3密を回避するなど感染防止対策を徹底すること。

☆ (〇に同じ)

- 学校内及び公開会場で受験する外部模擬試験等や外部団体による資格・検定試験等は、主催者等と感染対策について十分に協議・調整し、感染防止対策を徹底して実施すること。

#### 4 部活動における対応

##### (1) 練習時間、練習試合等 **継続**

- (緊急事態措置区域の指定期間)

活動を休止すること。ただし、全国大会等に出場する、あるいは2週間以内に全国大会等につながる大会等に出場する部活動に限り活動可能とすること。

- ・ 活動時間を平日4日、2時間以内とすること。
- ・ 土曜日、日曜日の活動については、いずれかの1日、3時間以内とすること。
- ・ 県内外を問わず、他校との練習試合は実施しないこと。
- ・ 公式試合以外の活動は、校内施設のみを基本とすること。
- ・ 合宿等は実施しないこと。

- (まん延防止等重点措置区域の指定期間)

- ・ 活動時間を平日4日、2時間以内とすること。
- ・ 土曜日、日曜日の活動については、全国大会等に出場する、あるいは2週間以内に全国大会等につながる大会等に出場する部活動に限り可能とし、土曜日または日曜日のいずれかの1日、3時間以内とすること。
- ・ 県内外を問わず、学校が独自に行う他校との練習試合は原則として実施しないこと。真に必要と認める場合は、県教育委員会（設置者）と事前に協議をすること。
- ・ 公式試合以外の活動は、校内施設のみを基本とすること。
- ・ 合宿等は実施しないこと。
- ・ 感染状況によっては、緊急事態措置区域の指定期間と同様の扱いとすることがある。（その場合は、別途通知）

☆ (感染再拡大時（1日当たりの新規陽性者数が1週間平均700人を超えた場合）の指定期間)

- ・ (部活動の活動停止については、「1(7)学校関係者の陽性が判明した際に、



他者への影響に関する考え方」の☆に同じ。)

- ・ 通常の部活動（校内練習、練習試合）においても、各競技団体等のガイドラインを活用するなど、公式戦と同水準の感染対策を行うこと。
- ・ 公式大会前の時期においては、通常時以上の感染対策に取り組むことについて、部全体で意識共有すること。

- 学校全体でオンライン学習支援等を実施している期間は、部活動は停止すること。

#### ☆ (○に同じ)

- 感染防止対策に万全を尽くしたうえで、「岐阜県中学校部活動指針」「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」に示す週当たりの休養日や1日当たりの活動時間を遵守すること。(週当たり2日以上休養日、少なくとも平日1日・休日1日以上休養日を設定し、平日2時間程度、休日3時間程度の活動)
- 活動に当たっては、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定期間で実施できなかった活動内容を回復することを優先した過度な計画とならないよう、「真に必要な時間、内容は何か」という考えのもと、管理職が部顧問と協議し、活動計画を決定すること。
- 対外試合等の実施は、訪問先の感染状況や感染防止対策を十分に確認したうえで、慎重に検討すること。日帰りを基本とし、宿泊を伴うものについては、その必要性が極めて高い場合に限定したうえで、宿泊を伴う修学旅行と同様の対策を講ずること。(いずれの場合も、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定地域にある学校とは実施しない。)
- 校外での活動の際は、移動時の感染防止対策を徹底するとともに、大会等の主催者や施設管理者等が定める感染防止対策を遵守すること。
- 学級閉鎖期間中の公式大会への出場については、令和4年4月22日付け体健第110号による。

## (2) 基本的な感染防止対策の徹底 **一部変更**

- ◇ 活動開始前は手指消毒等の対策を徹底するとともに、指導者が必ず過去7日間の「健康チェックカード」で当日の健康状態を確認し、生徒が該当項目に1つでも当てはまる場合は参加させず、直ちに帰宅させること。また、過去7日間で体調不良があり、医療機関受診など必要な対応をとっていない場合も同様とすること。顧問についても同様の場合には指導に従事せず、直ちに帰宅すること。
- ◇ 公式試合参加の場合は、特に試合前後の期間の健康観察を徹底すること。
- ◇ 卒業生などの外部からの訪問については、延期を依頼すること。やむを得ない場

合は、入校時に過去2週間の「健康チェックカード」で健康状態を確認することを徹底すること。

- ◇ マスクの着用については、「1 各学校での感染防止対策の徹底」の「(2) 学校生活におけるマスクの着用について」に沿って対応すること。
- ◇ 手指衛生の徹底（アルコール手指消毒薬を練習場に必ず持ち込むなど）も行うこと。
- ◇ これらの感染防止対策の基本は、学校外のスポーツクラブ等に所属して活動する児童生徒や保護者、指導者にも共通した方針とするよう周知を図ること。

### (3) 練習内容 **継続**

- 「2 感染リスクの高い活動の回避」の「(1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方」「(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項」の内容を含むものについては、回避すること。
- なお、合唱部や吹奏楽部等の音楽系部活動においては、「2 感染リスクの高い活動(3) 合唱、管楽器演奏において特に配慮すべき事項」の「○ 以下に留意したうえで、最小限に絞った活動とすること。」に沿って活動すること。

☆ 通常の部活動(校内練習、練習試合)においても、各競技団体等のガイドラインを活用するなど、公式戦と同水準の感染対策を行うこと。

☆ 公式大会前の時期においては、通常時以上の感染対策に取り組むことについて、部全体で意識共有すること。

☆ (○に同じ)

- 「2 感染リスクの高い活動の回避」の「(1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方」「(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項」の内容を含むものについては、他の練習メニューを組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。

### (4) 飲食時等の対応 **一部変更**

- ◇ 休憩などで飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底すること。加えて、部活動終了後の、生徒同士による食事等はしないよう指導を徹底すること。
- ◇ 着替えや移動時、教員による指導内容の説明、グループでの話し合い、用具の準備や後片付け時など児童生徒の間隔を十分に確保することが困難な場合は、マスクを着用すること。

## (5) 部室の利用 **一部変更**

- ◇ 部室を利用する際は、更衣のみの使用に限定し、短時間に済ませるとともに、多人数で部屋を利用しないこと。

## 5 家庭と連携した学校外の日常生活における感染防止対策の徹底 **継続**

- 県外はもとより、県内であっても不要不急の外出は自粛すること。

### ☆ (〇に同じ)

- 県外への外出は、3密回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底すること。特に、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定地域への不要不急の外出は自粛すること。
- ◇ すぐメールや保護者宛文書等のあらゆる機会・手段を通して、家族ぐるみで感染防止対策の徹底を依頼すること。
- ◇ 日常生活における基本的な感染防止対策（3密回避・マスク着用・手指消毒（十分な手洗い）等）を徹底すること。
- ◇ カラオケや屋外（自宅庭等も含む）でのバーベキュー、同居家族以外の会食等の回避を徹底すること。
- ◇ 特に心配な症状（高熱、味や臭いを感じない）がある場合は、速やかにその旨を学校へ連絡するとともに、医療機関を受診すること。
- ◇ ワクチン接種後においても基本的な感染防止対策を継続すること。

## 6 寮・寄宿舎での感染防止の徹底

### (1) 寮等の室内での感染防止対策 **継続**

- ◇ 一人一室を原則、難しい場合には居室の感染防止対策を徹底すること。
- ◇ 居室利用者以外の者を入室させないことを徹底すること。
- ◇ よく手を触れる箇所にはできる限りアルコール手指消毒薬を設置するとともに、ボトル設置箇所には必ず使用を促す目立つ掲示を行うこと。
- ◇ よく手を触れる箇所の1日1回以上の定期的消毒を徹底すること。
- ◇ 「健康チェックカード」で健康状態の確認を徹底すること。

### (2) 共用スペース（食堂や浴室等） **継続**

- ◇ 食堂や浴室等での感染防止対策を徹底すること。
- ◇ 共用スペースの分散利用を徹底すること。
- ◇ 脱衣室や洗濯機など、共用機器の定期的な消毒を徹底すること。
- ◇ 特に、食堂での配席間隔の確保、時間差での飲食、対面での飲食や会話回避を徹底すること。
- ◇ 食事をしないときに、食堂で談話しないことを徹底すること。